

平成 26 年 12 月 15 日

## 量水器(水道メーター)の設置場所について

検針・取替が容易にできる、官民境界から 1.0m 以内に設置を!!

量水器(水道メーター)の設置場所は、下記基準を厳守するようお願いします。

### 【基準】

1. 建築物の外であって、当該建築物の敷地内とし官民境界から 1.0m 以内。  
なお、原則玄関前とし門扉付近・専用通路・ガレージの場合は、鍵の開閉や車両の移動の必要でない、常時量水器が開閉できる場所。
2. 本管からの分岐部分に最も近い場所。
3. 維持管理上支障なく、検針や交換作業が容易に行うことができる場所。
4. 衛生的で沈下や損傷のおそれがなく、土砂等が混入しない場所。
5. 水平に設けることができる場所。

上記の基準を満たせない場合は、上下水道課と協議を行って下さい。

尚、協議もなく基準外の場所へ設置された場合は、量水器(メーター)位置の移動を指示することもあるので、ご了承下さい。

井手町上下水道課

TEL 0774-82-6169

FAX 0774-82-5055